

昭和二十九年政令第五十一号

警察法施行令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 警察法（以下「法」という。）第十二条の四第一項に規定する専門委員は、学識経験のある者のうちから、国家公安委員会が任命する。

- 2 専門委員の任期は、二年とする。
- 3 専門委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 5 この政令に定めるもののほか、専門委員に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

（警察官をもつて充てる職）

第一条の二 法第三十四条第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

- 警察大学校長
- 管区警察局長（情報通信部長を除く。）
- 四国警察支局長
- 管区警察支局長
- 管区警察学校長

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

- 一 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
- 二 警察教養施設の施設、補修、借上げその他その維持管理に必要な経費及び警察学校における教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費（往復旅費を除く。）その他の経費
- 三 警察通信施設の施設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に関する料金（維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接続する専用電話に係るものに限る。）及び電話（専用電話を除く。）の役務の提供を受ける契約の締結に必要な経費

- 四 指紋、手口、写真、法医、化学等による犯罪鑑識に関する施設の施設、補修その他その維持管理に必要な経費（警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。）、犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他の経費
- 五 犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費その他の経費
- 六 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上げ並びに武器その他の警備装備品の購入及び維持に必要な経費（警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。）
- 七 警備及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費
- 八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費
 - イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪
 - ロ 天皇又は皇族に対する犯罪
 - ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪
- 九 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪
- ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪
- ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの
- ト 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
- チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの
- リ 官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの
- ヌ 爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪
- ル 麻薬、あへん又は覚醒剤に関する犯罪
- ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）又は日本国との平和

の維持管理に必要な経費（警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消耗品費を除く。）、犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに第八号に掲げる犯罪の犯罪鑑識に必要な旅費その他の経費

七 警備及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費

八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費
イ 内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪
ロ 天皇又は皇族に対する犯罪
ハ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪

九 外国の元首、外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪
ホ 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する国民投票に関する犯罪
ヘ 公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの
ト 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
チ 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、暴行、脅迫、略取誘拐、不法監禁等の犯罪であつて破壊的なもの

リ 官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、報道機関等の重要な施設に対する放火、出水、損壊、転覆等の犯罪であつて破壊的なもの
ヌ 爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪
ル 麻薬、あへん又は覚醒剤に関する犯罪

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）又は日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する犯罪

ワ 通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪
カ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に規定する犯罪、酒税法（昭和二十八年法律第六号）に規定する犯罪、印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪

コ 身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの
ク 自動車、電車、船舶、航空機に係る大規模な事故に関する犯罪
ケ 数都道府県の地域に係る重要な犯罪

ク 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、不同意性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの
ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第五十二号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動車運行に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。同じ。）及び第七十七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第一百十條第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七十七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの

ネ 公害に係る犯罪であつて重要なもの
ナ イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の公安を害するおそれのある犯罪

九 武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態における攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及び緊急対処事態に

おける措置に必要な経費並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費

十 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三章の規定による措置に必要な旅費、物件費その他の経費

十一 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費
十二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費（国が補助する都道府県警察に要する経費）

第三条 法第三十七条第三項の規定により、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費について、国がその一部を補助する経費は、当該都道府県の支弁する経費のうち警察職員に俸給その他の給与、警察官の被服費その他警察職員に設置に伴い必要となるもの以外のもの（警察職員の待機宿舎の設置に必要な経費を含む。）とする。

- 2 前項の規定により、国が都道府県に補助することとなる経費については、国は、当該都道府県の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、その十分の五を補助するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その所要額の十分の五をこえて補助することができる。
- 3 騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動に係る機動隊及び国家公安委員会規則で定めるところにより管区警察局又は道警察の管轄区域ごとに編成される部隊を構成するものとして道府県警察本部長が編成する部隊の警察官の超過勤務手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、出動に係るこれらの部隊の警察官の人員、超過勤務時間等を基準として算出した所要額を補助するものとする。
- 4 都警察の警察官の超過勤務手当（前項に規定するものを除く。）については、首都における

ならず、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間を基礎として退職給付を支給することを要しないものとする。

(無線局の免許人の地位の承継)

12 法の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察の有する無線局の免許人の地位は、警察庁が承継するものとする。

(千葉県警察に関する特例)

21 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、成田国際空港に係るテロリズムが行われるおそれがあることに鑑み、当分の間、別表第二千葉県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三百人を加えた人員とする。

22 専ら成田国際空港に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間千葉県警察に特別に設置されるもの(以下「成田国際空港警備隊」という。)の警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、第三条第一項の規定にかかわらず、国は、千葉県に対し、所要額を補助するものとする。

23 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に成田国際空港警備隊の警察官七百五十人を加えた人員とする。

24 令和七年三月三十一日までの間は、千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項並びに附則第二十一項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三十人を加えた人員とする。

25 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十一項に定める人員に同号の表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警視については十三人、警部については二十四人、警部補(巡査部長を含む。)については五百二十二人をそれぞれ加えた人員とする。

26 (福島県警察に関する特例) 令和八年三月三十一日までの間は、福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子

力発電所の事故による災害をいう。)による被害を受けたことに伴い福島県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二福島県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に百三人を加えた人員とする。

27 令和七年三月三十一日までの間は、福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福島県の項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に九人を加えた人員とする。

28 令和七年三月三十一日までの間における福島県警察に対する別表第三第一号の規定の適用については、同号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは、「附則第二十六項に定める人員」とする。

(福岡県警察及び沖縄県警察に関する特例)

29 専ら国境離島(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。)を有する離島をいう。)に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間福岡県警察及び沖縄県警察それぞれ特別に設置されるもの(以下「国境離島警備隊」という。)の警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、第三条第一項の規定にかかわらず、国は、福岡県及び沖縄県に対し、それぞれ所要額を補助するものとする。

30 国境離島警備隊が設置されている間における福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項の規定にかかわらず、これらの規定に定める人員に、福岡県警察にあつては国境離島警備隊の警察官九人、沖縄県警察にあつては国境離島警備隊の警察官百五十人をそれぞれ加えた人員とする。

31 令和七年三月三十一日までの間は、福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ加えた人員とする。

32 国境離島警備隊が設置されている間における福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる

警察官の階級別定員の基準は、別表第三の規定にかかわらず、次の各号に掲げる県の区分に応じ、当該各号に定める人員とする。

- 一 福岡県 別表第二福岡県の項に定める人員に別表第三第二号の表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警部については二人、警部補(巡査部長を含む。)については七人をそれぞれ加えた人員
- 二 沖縄県 別表第二沖縄県の項に定める人員を別表第三第一号の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員に、警視については三人、警部については八人、警部補(巡査部長を含む。)については九十一人をそれぞれ加えた人員

33 (北海道警察等に関する特例) 令和七年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二の当該都道府県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該都道府県ごとに次の表の下欄に掲げる人員をそれぞれ加えた人員とする。

北海道	一五人
青森県	一〇人
宮城県	一人
山形県	六人
茨城県	四人
栃木県	七人
埼玉県	四人
東京都	九一人
神奈川県	四一人
新潟県	二二人
静岡県	二七人
福井県	二人
岐阜県	七人
愛知県	一五人
三重県	六人
大阪府	五三人
兵庫県	四七人
奈良県	四人
和歌山県	二人
島根県	三人
岡山県	六人

広島県	二〇人
山口県	一人
徳島県	一〇人
香川県	九人
愛媛県	五人
高知県	四人
長崎県	六人
熊本県	九人
大分県	二人
宮崎県	四人

34 令和七年三月三十一日までの間における前項の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察に対する別表第三の規定の適用については、同表第一号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該府県の項に定める人員」と、同表第二号中「都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該都道府県の項に定める人員」と、「同表」とあるのは「次の表」とする。

35 (国の補助に関する特例) 道路交通法附則第十六条第一項の規定により交通安全対策特別交付金が都道府県に交付される間、第三条第一項の規定にかかわらず、同法第二百二十八条第一項(同法第三百三十条の二第三項において準用する場合を含む。)及び同法第二百二十九条第一項の規定による反則金及び反則金に相当する金額の納付に係る都道府県警察に要する経費は、第三条第一項の国がその一部を補助する経費には含まれないものとする。

36 法附則第三十四項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

37 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三十三項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた

(巡查部長を含む。)については二百七十一人をそれぞれ加えた人員とする。

附則 (昭和五三年六月二七日政令第二五六号) この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月四日政令第八七号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年七月二四日政令第二一八号) この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の警察法施行令の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和五五年三月二五日政令第二一号) この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和五五年四月五日政令第六四号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年八月三〇日政令第二二七号) この政令は、国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五五年一月四日政令第二八七号) この政令は、法の施行の日(昭和五十六年一月一日)から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年一月二七日政令第三一〇号) この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和五七年四月六日政令第九六号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年四月五日政令第七五号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年五月一六日政令第一〇四号) この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日等) 第一条 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の交付金及び支出金から適用する。

附則 (昭和五九年四月二一日政令第七七号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一号) 抄 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

1 第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月六日政令第九〇号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年五月三〇日政令第一八七号) この政令は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月八日政令第九五号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年四月一日政令第一〇一号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年五月二九日政令第一二九号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月八日政令第一二六号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年七月一〇日政令第二一号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年七月一〇日政令第二四号) この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

附則 (平成三年四月二二日政令第一一〇号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年八月一四日政令第二六四号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年一〇月一八日政令第三二四号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成四年一月二四日政令第三三〇号) この政令は、平成四年三月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年四月一〇日政令第一一〇号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年三月五日政令第三三三号) この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成五年一月二二日政令第三八六号) 抄 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成六年三月一八日政令第五二四号) この政令は、平成六年七月一日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年六月二四日政令第一六七号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一七日政令第五七四号) この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附則 (平成七年五月二六日政令第二二〇号) この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年六月一日)から施行する。

附則 (平成七年六月二二日政令第二二六号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年五月二二日政令第二二八号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年四月一日政令第一一九号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年四月一日政令第一三四号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年一月二二日政令第三七九号) この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附則 (平成九年一月二二日政令第三八三号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

1 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日政令第二二九号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。ただし、第三十三條の六、第三十四條の二第一号及び第四十二條第一項の改正規定、第四十三條の次に一條を加える改正規定、別表第一の一の表の改正規定(「騒音運転等」の下に「携帯電話使用等」を加える部分に限る。)、別表第一の備考の二の改正規定(26の3を26の4とし、26の2の次に26の3を加える部分に限る。)、別表第三の十二の項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十一年十一月一日から施行する。

附則 (平成一一年一〇月一四日政令第三二二号) この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

附則 (平成一二年三月二四日政令第八九号) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年二月一五日政令第三〇号) この政令は、警察法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日政令第一一五号) この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年一月二八日政令第三六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年二月一四日政令第三九九号）

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

附則（平成一四年二月八日政令第二七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年四月一日政令第一三八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定（識別章に係る部分を除く。）は、平成十四年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二九日政令第三五五号）

この政令は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年十二月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月五日政令第三一四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年九月二日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第一三四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年九月一五日政令第二七五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二六日政令第三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月一日政令第一四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日政令第九七号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二八日政令第六八号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月一日政令第一三七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日政令第一六八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附則（平成一九年五月三〇日政令第一七〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月十二日）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一〇一号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月三日政令第二七三号）

この政令は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二一年三月三一日政令第七九号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二一年五月二九日政令第一四二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一九日政令第三一〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第九三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日政令第七〇号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二八日政令第三五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年四月六日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年五月二六日政令第一四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一二二号）

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年四月二五日政令第一六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日政令第一八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一〇月二日政令第三五六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一〇三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一三六号）

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年八月二日政令第二八〇号）

この政令は、国外犯罪被害者等への支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条中警察法施行令第一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年一月二一日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日政令第八五号）

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年七月五日政令第一八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成三一年四月一日政令第一四二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日政令第八五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十五項及び第二十七項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三十一日政令第八五号)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和四年二月二三日政令第三九一号)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和五年三月三〇日政令第九六号)
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和五年五月二六日政令第一八九号)抄
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和五年七月五日政令第二三五号)抄
この政令は、令和五年七月五日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第九九号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年五月二六日政令第一八九号)抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年七月五日政令第二三五号)抄
この政令は、令和六年七月五日から施行する。

附則 (令和六年九月二三日政令第三九一号)抄
この政令は、令和六年八月一日から施行する。

附則 (令和六年十一月二一日政令第四九七号)抄
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

附則 (令和六年十二月二二日政令第五三三号)抄
この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

附則 (令和七年三月二九日政令第六〇九号)抄
この政令は、令和七年三月一日から施行する。

附則 (令和七年五月二六日政令第六八七号)抄
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

附則 (令和七年七月五日政令第七六五号)抄
この政令は、令和七年七月五日から施行する。

附則 (令和七年九月二三日政令第八四三号)抄
この政令は、令和七年八月一日から施行する。

附則 (令和七年十一月二一日政令第九二一号)抄
この政令は、令和七年十月一日から施行する。

附則 (令和七年十二月二二日政令第九九七号)抄
この政令は、令和七年十一月一日から施行する。

附則 (令和八年三月二九日政令第一〇七三号)抄
この政令は、令和八年三月一日から施行する。

附則 (令和八年五月二六日政令第一一五〇号)抄
この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附則 (令和八年七月五日政令第一二二八号)抄
この政令は、令和八年七月五日から施行する。

附則 (令和八年九月二三日政令第一三〇六号)抄
この政令は、令和八年八月一日から施行する。

附則 (令和八年十一月二一日政令第一三八四号)抄
この政令は、令和八年十月一日から施行する。

附則 (令和八年十二月二二日政令第一四六二号)抄
この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第九九号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年五月二六日政令第一八九号)抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年七月五日政令第二三五号)抄
この政令は、令和六年七月五日から施行する。

附則 (令和六年九月二三日政令第三九一号)抄
この政令は、令和六年八月一日から施行する。

附則 (令和六年十一月二一日政令第四九七号)抄
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

附則 (令和六年十二月二二日政令第五三三号)抄
この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

附則 (令和七年三月二九日政令第六〇九号)抄
この政令は、令和七年三月一日から施行する。

附則 (令和七年五月二六日政令第六八七号)抄
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

附則 (令和七年七月五日政令第七六五号)抄
この政令は、令和七年七月五日から施行する。

附則 (令和七年九月二三日政令第八四三号)抄
この政令は、令和七年八月一日から施行する。

附則 (令和七年十一月二一日政令第九二一号)抄
この政令は、令和七年十月一日から施行する。

附則 (令和七年十二月二二日政令第九九七号)抄
この政令は、令和七年十一月一日から施行する。

附則 (令和八年三月二九日政令第一〇七三号)抄
この政令は、令和八年三月一日から施行する。

附則 (令和八年五月二六日政令第一一五〇号)抄
この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附則 (令和八年七月五日政令第一二二八号)抄
この政令は、令和八年七月五日から施行する。

附則 (令和八年九月二三日政令第一三〇六号)抄
この政令は、令和八年八月一日から施行する。

附則 (令和八年十一月二一日政令第一三八四号)抄
この政令は、令和八年十月一日から施行する。

附則 (令和八年十二月二二日政令第一四六二号)抄
この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

附則 (令和九年三月二九日政令第一五三九号)抄
この政令は、令和九年三月一日から施行する。

附則 (令和九年五月二六日政令第一六一七号)抄
この政令は、令和九年四月一日から施行する。

附則 (令和九年七月五日政令第一六九五号)抄
この政令は、令和九年七月五日から施行する。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第九九号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年五月二六日政令第一八九号)抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年七月五日政令第二三五号)抄
この政令は、令和六年七月五日から施行する。

附則 (令和六年九月二三日政令第三九一号)抄
この政令は、令和六年八月一日から施行する。

附則 (令和六年十一月二一日政令第四九七号)抄
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

附則 (令和六年十二月二二日政令第五三三号)抄
この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

附則 (令和七年三月二九日政令第六〇九号)抄
この政令は、令和七年三月一日から施行する。

附則 (令和七年五月二六日政令第六八七号)抄
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

附則 (令和七年七月五日政令第七六五号)抄
この政令は、令和七年七月五日から施行する。

附則 (令和七年九月二三日政令第八四三号)抄
この政令は、令和七年八月一日から施行する。

附則 (令和七年十一月二一日政令第九二一号)抄
この政令は、令和七年十月一日から施行する。

附則 (令和七年十二月二二日政令第九九七号)抄
この政令は、令和七年十一月一日から施行する。

附則 (令和八年三月二九日政令第一〇七三号)抄
この政令は、令和八年三月一日から施行する。

附則 (令和八年五月二六日政令第一一五〇号)抄
この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附則 (令和八年七月五日政令第一二二八号)抄
この政令は、令和八年七月五日から施行する。

附則 (令和八年九月二三日政令第一三〇六号)抄
この政令は、令和八年八月一日から施行する。

附則 (令和八年十一月二一日政令第一三八四号)抄
この政令は、令和八年十月一日から施行する。

附則 (令和八年十二月二二日政令第一四六二号)抄
この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

附則 (令和九年三月二九日政令第一五三九号)抄
この政令は、令和九年三月一日から施行する。

附則 (令和九年五月二六日政令第一六一七号)抄
この政令は、令和九年四月一日から施行する。

附則 (令和九年七月五日政令第一六九五号)抄
この政令は、令和九年七月五日から施行する。

北海道	一〇、三八三人
青森県	二、三〇三人
岩手県	二、一三四人
宮城県	三、七一〇人
秋田県	一、九四八人
山形県	一、九八八人
福島県	三、二九二人
茨城県	四、八一四人
栃木県	三、三八五人
群馬県	三、四一一人
埼玉県	一一、三七三人
東京都	四二、六八六八人
千葉県	九、六八五人
神奈川県	一五、二五三人
新潟県	四、一四一人
山梨県	一、六六七人
長野県	三、三九四人
静岡県	六、一九五人
富山県	一、九三九人
石川県	一、九七七人
福井県	一、七三二人
岐阜県	三、四八四人
愛知県	一三、二二四人
三重県	三、〇三六人
滋賀県	二、二四六八人
京都府	六、四三〇人
大阪府	二〇、九五四人
兵庫県	一一、六九三人
奈良県	二、四五八人
和歌山県	二、一四二人
鳥取県	一、二一七人
島根県	一、五一二人
岡山県	三、四五四人
広島県	五、〇七九人
山口県	三、〇九七人
徳島県	一、五三五人
香川県	一、八四一人
愛媛県	二、四二七人
高知県	一、五九七人
福岡県	一〇、八五五人
佐賀県	一、七〇一人
長崎県	三、〇三〇人
熊本県	三、〇四〇人
大分県	二、〇六二人

地域警察に関すること。
ハ 口に掲げるもののほか、警らに関すること。
ニ 犯罪の予防に関すること。
ホ 少年非行の防止に関すること。
ヘ 保安警察に関すること。

三 刑事部
イ 刑事警察に関すること。
ロ 犯罪鑑識に関すること。
ハ 犯罪統計に関すること。
ニ 暴力団対策に関すること。
ホ 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

四 国際捜査共助に関すること。
五 交通部
イ 交通警察に関すること。
ロ 警備警察に関すること。
ハ 警備にに関すること。
ニ 警備実施に関すること。
ホ 災害警備に関すること。
ト 機動隊に関すること。
ト 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

第二 警視庁に、警視総監を助け、庁務を整理する職として副総監一人を、大阪府警察本部に、大阪府警察本部長を助け、大阪府警察本部の事務を整理する職として副本部長一人を置くものとする。

第三 人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、第一の基準にかかわらず、第一各号に掲げる部のほか、警務部の所掌事務の一部を所掌する総務部、地域警察その他の警らに関することを所掌する公安部その他の第一各号の部の所掌事務の一部を所掌する部を置き、又は部の名称若しくは所掌事務を変更することができる。

第四 第一及び第三の基準による部には、必要な分課を設けることができる。

別表第二(第七條関係)
地方警察職員たる警察官の都道府県警察との定員の基準

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第九九号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年五月二六日政令第一八九号)抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年七月五日政令第二三五号)抄
この政令は、令和六年七月五日から施行する。

附則 (令和六年九月二三日政令第三九一号)抄
この政令は、令和六年八月一日から施行する。

附則 (令和六年十一月二一日政令第四九七号)抄
この政令は、令和六年十月一日から施行する。

附則 (令和六年十二月二二日政令第五三三号)抄
この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

附則 (令和七年三月二九日政令第六〇九号)抄
この政令は、令和七年三月一日から施行する。

附則 (令和七年五月二六日政令第六八七号)抄
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

附則 (令和七年七月五日政令第七六五号)抄
この政令は、令和七年七月五日から施行する。

附則 (令和七年九月二三日政令第八四三号)抄
この政令は、令和七年八月一日から施行する。

附則 (令和七年十一月二一日政令第九二一号)抄
この政令は、令和七年十月一日から施行する。

附則 (令和七年十二月二二日政令第九九七号)抄
この政令は、令和七年十一月一日から施行する。

附則 (令和八年三月二九日政令第一〇七三号)抄
この政令は、令和八年三月一日から施行する。

附則 (令和八年五月二六日政令第一一五〇号)抄
この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附則 (令和八年七月五日政令第一二二八号)抄
この政令は、令和八年七月五日から施行する。

附則 (令和八年九月二三日政令第一三〇六号)抄
この政令は、令和八年八月一日から施行する。

附則 (令和八年十一月二一日政令第一三八四号)抄
この政令は、令和八年十月一日から施行する。

附則 (令和八年十二月二二日政令第一四六二号)抄
この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

附則 (令和九年三月二九日政令第一五三九号)抄
この政令は、令和九年三月一日から施行する。

附則 (令和九年五月二六日政令第一六一七号)抄
この政令は、令和九年四月一日から施行する。

附則 (令和九年七月五日政令第一六九五号)抄
この政令は、令和九年七月五日から施行する。

附則 (令和九年九月二三日政令第一七三三号)抄
この政令は、令和九年八月一日から施行する。

附則 (令和九年十一月二一日政令第一八一一号)抄
この政令は、令和九年十月一日から施行する。

附則 (令和九年十二月二二日政令第一八八九号)抄
この政令は、令和九年十一月一日から施行する。

宮崎県	二、〇〇九人
鹿児島県	三、〇〇六人
沖縄県	二、七四六八

別表第三（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察（大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。）における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

階級別	警視		警部	
	警視	警部	警部補（含む。）	警部長を含む。）
一、〇〇〇人以下の人員	一、〇一、〇〇〇の五五	一、〇一、〇〇〇の五五	一、〇一、〇〇〇の五五	一、〇一、〇〇〇の五五
一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人員	〇〇分の三五	〇〇分の三五	〇〇分の三五	〇〇分の三五
二、〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人員	〇〇分の二一	〇〇分の二一	〇〇分の二一	〇〇分の二一
三、〇〇〇人以上の人員	〇〇分の一	〇〇分の一	〇〇分の一	〇〇分の一

二 都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。

都道府県	階級別	警視	警部	警部補（含む。）	警部長を含む。）
------	-----	----	----	----------	----------

北海道	一、〇二、〇〇〇の四五	一、〇二、〇〇〇の七八	一、〇二、〇〇〇の五六
埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県	一、〇一、〇〇〇の二五	一、〇一、〇〇〇の五九	一、〇一、〇〇〇の六〇一
東京都及び大阪府	〇〇分の一	〇〇分の一	〇〇分の一